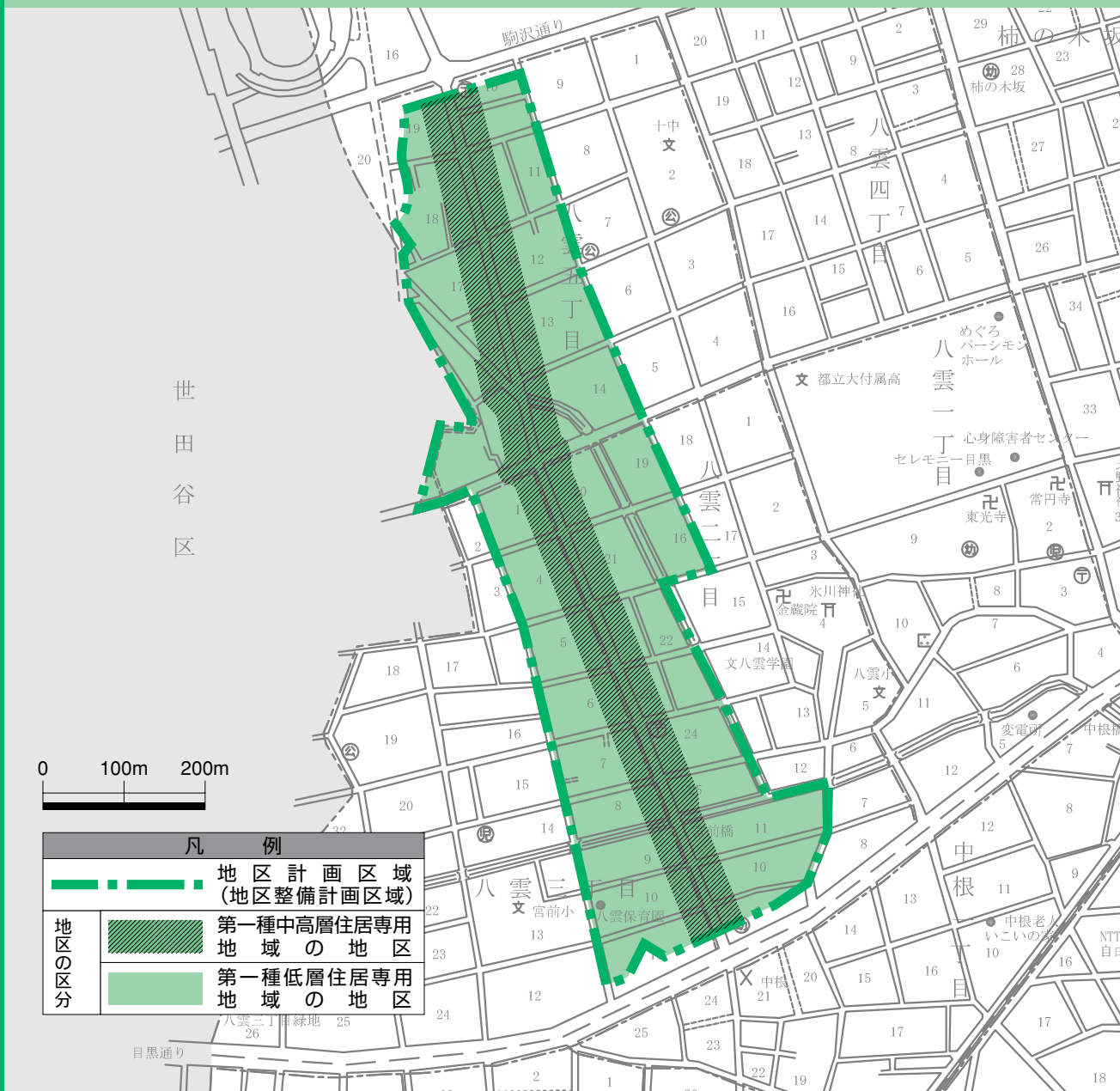


# 自由通り沿道 八雲地区 地区計画

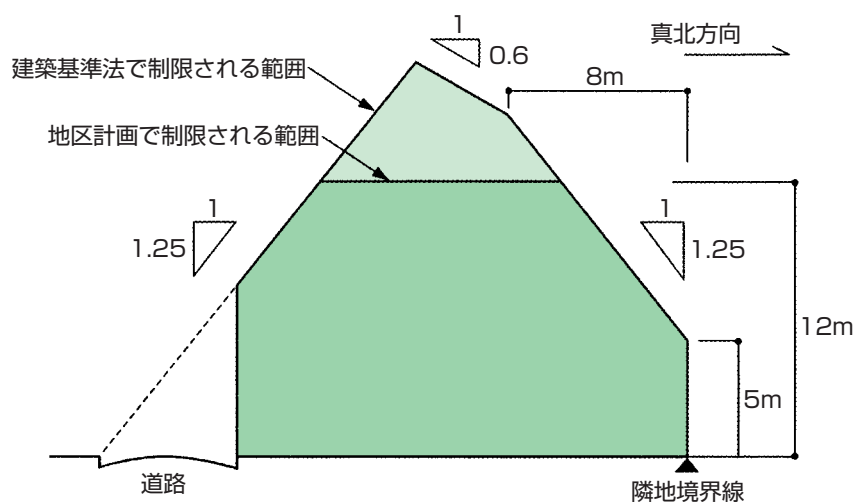
自由通り沿道八雲地区(八雲二丁目、三丁目及び五丁目の各一部)では、平成元年度から住みよい街づくりをすすめるため地区計画の検討を行ってきましたが、平成4年6月1日、地区計画を都市計画決定しました。このパンフレットは地区計画の具体的な内容とその運用等についてお知らせするものです。



# 地区整備計画の内容

## ■建築物の高さの最高限度

第一種中高層住居専用地域の地区については、建築物の高さの最高限度を12メートルとする。



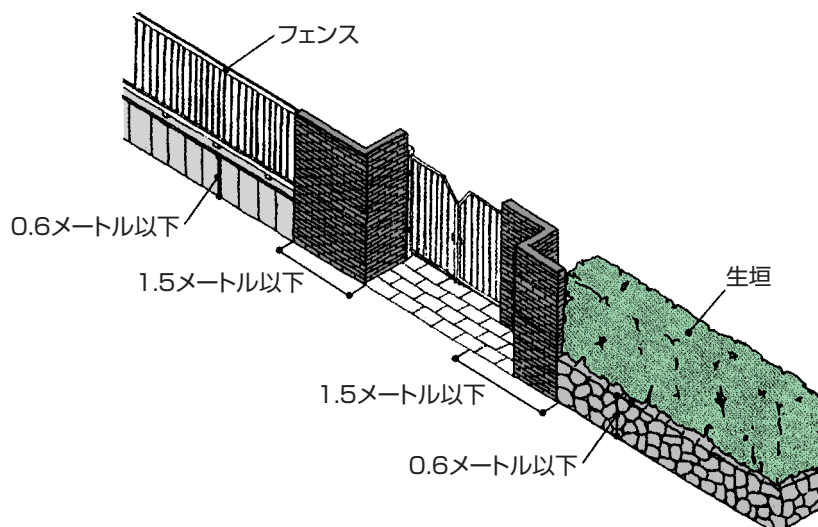
## ■建築物等の意匠の制限

建築物等の外壁の色彩は刺激的な原色を避け、周辺環境との調和に配慮したものとする。

## ■かき又はさくの構造の制限

道路に面するかき又はさくの構造は、生垣又はフェンス等とする。

ただし、高さ0.6メートル以下の部分及び門柱の袖壁の幅1.5メートル以内の部分については、この限りではない。



# 手続きの流れ —事前相談から工事着手まで—

